除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２８年（へ）第２号

埼玉県川越市中原町２丁目６番地３
申立人　岸　　敏夫
広島県廿日市市前空１丁目８番25号（登記記録上の住所広島県佐伯郡大野町前空１丁目８番25号）
申立人　金井塚惠子
埼玉県川越市六軒町１丁目９番地３
申立人　岸　　洋子
権利の届出の終期　平成29年４月28日
平成29年５月15日　　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
川越市六軒町一丁目９番１
宅地242.14平方メートル
失権すべき地上権の表示
さいたま地方法務局川越支局
乙区順位１番地上権設定
大正９年３月17日受付第803号
原因　大正９年３月17日設定
目的　建物所有
範囲　畑全部
存続期間　大正９年６月15日より30年
地代　金161円40銭
支払期　毎年６月10月５日に同日より翌年６月14日迄１年分前払
地上権者　東京市日本橋区浜町三丁目１番地　武州紡織株式会社
共同目的物件　川越市六軒町一丁目９番地３、同所同番地11、同所同番地12

平成２８年（へ）第３号

埼玉県川越市六軒町１丁目９番３
申立人　岸　　幸江
権利の届出の終期　平成29年４月28日
平成29年５月15日　　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
川越市六軒町一丁目９番３
宅地1119.67平方メートル
失権すべき地上権の表示
さいたま地方法務局川越支局
乙区順位１番地上権設定
大正９年３月17日受付第803号
原因　大正９年３月17日設定
目的　建物所有
範囲　畑全部
存続期間　大正９年６月15日より30年
地代　金161円40銭
支払期　毎年６月10月５日に同日より翌年６月14日迄１年分前払
地上権者　東京市日本橋区浜町三丁目１番地　武州紡織株式会社
共同目的物件　川越市六軒町一丁目９番地１、同所同番地11、同所同番地12

平成２８年（へ）第４号

埼玉県川越市六軒町１丁目９番３
申立人　岸　　節、岸　　洋子
権利の届出の終期　平成29年４月28日
平成29年５月15日　　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
川越市六軒町一丁目９番11
宅地136.04平方メートル
失権すべき地上権の表示
さいたま地方法務局川越支局
乙区順位１番地上権設定
大正９年３月17日受付第803号
原因　大正９年３月17日設定
目的　建物所有
範囲　畑全部
存続期間　大正９年６月15日より30年
地代　金161円40銭
支払期　毎年６月10月５日に同日より翌年６月14日迄１年分前払
地上権者　東京市日本橋区浜町三丁目１番地　武州紡織株式会社
共同目的物件　川越市六軒町一丁目９番地１、同所同番地３、同所同番地12

平成２８年（へ）第５号

埼玉県川越市六軒町１丁目９番３
申立人　岸　　節、岸　　洋子
権利の届出の終期　平成29年４月28日
平成29年５月15日　　川越簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
川越市六軒町一丁目９番12
宅地185.63平方メートル
失権すべき地上権の表示
さいたま地方法務局川越支局
乙区順位１番地上権設定
大正９年３月17日受付第803号
原因　大正９年３月17日設定
目的　建物所有
存続期間　大正９年６月15日より30年
地代　金161円40銭
支払期　毎年６月15日に同日より翌年６月14日迄１年分前払
地上権者　東京市日本橋区浜町三丁目１番地　武州紡織株式会社
共同目的物件　川越市六軒町一丁目９番地１、同所同番地11

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３８６２号

千葉県袖ケ浦市上宮田246番地
債務者　ザウルストレイン有限会社
代表者代表取締役　森下　久志
１　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　大三
４　破産債権の届出期間　平成29年６月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９２０号

東京都江戸川区南葛西４丁目18番４号
債務者　有限会社東京小林運輸
代表者代表取締役　小林　智行
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小磯　孝二
４　破産債権の届出期間　平成29年６月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２号

青森市妙見２丁目11番８号
債務者　有限会社青森スクールユニフォーム
代表者代表取締役　熊谷　良夫
１　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上雄一郎
４　破産債権の届出期間　平成29年６月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月５日午後１時30分

青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６８０号

東京都新宿区西新宿６丁目12番１号
債務者　株式会社三朝化学（旧商号株式会社エル・インターナショナル）
代表者代表取締役　レイコ・ビー・リスター
１　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋爪　　進
４　破産債権の届出期間　平成29年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月20日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３４号

川崎市幸区南幸町２－９ラゾーナサイドビル１Ｆ
債務者　ＳＯＣＩＡＬ　ＣＯＭＭＵＮＩＣＡＴＩＯＮＳ株式会社
代表者代表取締役　松岡　啓司
１　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　裕一
４　破産債権の届出期間　平成29年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月５日午前10時15分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９３４４号

東京都中野区弥生町４丁目35―８―502
債務者　潘　　栄鋒
１　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部信一郎
４　破産債権の届出期間　平成29年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部